

大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 大和町よしおか放課後児童クラブ
 - (2) 地番地名 大和町吉岡字権現堂 12 番地
 - (3) 建物用途 児童厚生施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設。）
3. 敷地概要
 - (1) 敷地の面積 3337.31 m²（うち、増築可能検討範囲約 1,000 m²）
 - (2) 用途地域 第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）
 - (3) 地区計画の指定 なし
 - (4) 防火指定 なし
 - (5) 前面道路 町道権現堂線（建築基準法第 42 条第 1 項道路）
4. 施設の条件
 - (1) 施設の延面積 450 m²を上限とする。（想定面積 350 m²～450 m²）
 - (2) 建物構造は「木造または鉄骨造」・「平屋または 2 階建」を条件とし提案事項とする。
 - (3) 建設の条件
 - ①工事費 273,000,000 円（消費税を含む上限額。外構工事費及び既存施設との調整に係る付帯工事費を含む）
 - ②建設工期（予定） 令和 9 年 6 月～令和 10 年 6 月（工期末の目安）
 - (4) 設計条件の詳細は本特記仕様書に記載するもののほか、次の資料による。
大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計に係る条件および提案に関する事項

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省令和 6 年改定）（以下「設計共通仕様書」という。）による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備しなければならない。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

設計の種類 (令和 6 年交通省告示第 8 号)		基本設計	実施設計	本特記仕様書での略称
総 合		○	○	建築（総合）
構 造		○	○	建築（構造）
設 備	電 気 設 備	○	○	電気設備 機械設備
	給排水衛生設備	○	○	
	空調換気設備	○	○	

凡例○：本業務で行うものを示す

①基本設計

- ア 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ 機械設備基本設計に関する標準業務

②実施設計

- ア 建築（総合）実施設計に関する標準業務（外構を含む）
- イ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ウ 電気設備実施設計に関する標準業務
- エ 機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

①基本計画検討業務（建物配置・空間配置・機能等の検討。概算事業費積算）

※基本設計を行うにあたっての必要事項の整理。製本された成果物ではなく、上記の配置や機能の整理を行うもの。

②地盤調査業務

※建築確認申請および基礎設計に必要な調査を実施すること。建物規模により調査方法や箇所数は町と協議の上で決定する。

③鳥観図（パース）作成

④積算業務（建設・電気設備・機械設備の概算数量、単価作成資料等）

⑤建築確認申請、許可申請、認定申請手続き業務（申請料、手数料の納付を含む）

⑥関係法令等に基づく各種申請手続き業務（各種届出、省エネ申請等）

⑦概略工事工程表の作成

⑧住民説明会等に必要な資料の作成および説明者の出席（2回程度）

※子どもの参加する権利を尊重し、利用児童等の意見聴取、反映に努めること

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- ①基本設計及び実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- ②積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ③提出期限を設けている一部の業務については、調査職員の指示するところにより、発注者の確認期間、受注者が行う対処に要する期間等を十分見込んだ業務計画を作成し、提出すること。

(2) 打合せ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は次の時期において打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。記録は、調査職員が指示する様式により速やかに議事録を作成し、相互に確認した上で2部提出すること。

①業務着手時

②中間報告時

③その他調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) 部外折衝等

- ①受託者は、各業務に先立ち現地調査を行い、状況を十分に把握し、関係法令等に係る関係官公署、電力、電話、ガス等の公益事業者、道路管理者等と打合せを行うこと。
- ②設計作業の実施に当たり必要となる関係官公署等への申請書類等は、原則として受託者が作成するものとする。

③部外折衝を要する場合は、速やかに発注者に対して報告し、その指示に従うこと。

(4) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお年版は全て最新版とする。

①共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・木造建築・設計基準（※木造とする場合）
- ・木造建築・設計基準の資料（※木造とする場合）
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

②建築

- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・公共建築木造工事標準仕様書（※木造とする場合）

③建築積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

④電気設備・機械設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引

⑤電気設備積算・機械設備積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(5) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- ①管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、令和5年4月1日以降に契約履行が完了した国または地方公共団体発注の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- ②各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、令和5年4月1日以降に契約履行が完了した国または地方公共団体発注の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- ③担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、令和5年4月1日以降に契約履行が完了した国または地方公共団体発注の同種又は類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）
- ④協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
- ⑤分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、令和5年4月1日以降に契約履行が完了した国または地方公共団体発注の当該分野における業務の実績及び手持業務の状況（建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備以外に分担業務分野がある場合）
- ⑥業務の実施方法、業務工程表及び打ち合わせ計画
- ⑦プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式により業務を受注した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。

(6) 再委託

主たる分担担当分野（建築（総合）分野）は再委託しないこと。その他の担当分野において再委託を行う場合は、調査職員が示す様式により申請を行い、承諾を得ること

(7) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

(8) 成果物等の情報の適正管理

- ①発注者の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者への開示、提供はしない。
- ②業務の履行のための協力者等への成果物の情報の交付は必要最小限の範囲とする。
- ③貸与品の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用する。また、複製等については適正な方法により消去または廃棄する。
- ④契約の履行に関して知り得た秘密については、秘密の保持が求められるものとなるので取扱

いに注意する。

(9) その他業務履行に係る条件等

①履行期間

- ・契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。なお、基本設計に関しては令和8年11月中の完了を目途とする。

②成果物の提出場所

- ・大和町子ども家庭課 保育支援係

③成果物の取り扱いについて

- ・提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用することがある。

3 成果品

(1) 基本設計

成果物	提出部数	摘要
① 建築（総合） ・ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 使用概要書 面積表および求積図・敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図 外構図 ・ 工事費概算書	印刷物2部及び電子データ	
② 建築（構造） ・ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・ 工事費概算書		
③ 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書		
④ 機械設備 ・ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・ 工事費概算書		
⑤ その他 資料 ・ 地質調査報告書 ・ 各種技術資料 ・ その他必要と認められるもの		

(注)

- ・ 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。
- ・ 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。
- ・ 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
- ・ 指定のされたものを除き、設計図はA3判、その他計算書や資料等はA4判を基本とする。
- ・ 工事費概算書は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」別添概算工事費算出標準書式による。

(2) 実施設計

成果物	提出部数	摘要
① 建築（総合） ・ 建築（総合）実施設計図書 計画説明書 特記仕様書 面積表及び求積図・敷地案内図 配置図（外構含む） 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 建具表 部分詳細図 工事費概算書 ・ 工事費概算書 ・ 建築確認申請に関する図書等	印刷物2部及び電子データ	
② 建築（構造） ・ 建築（構造）実施設計図書 特記仕様書 基礎伏図 床伏図 はり伏図 小屋組図 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面図 ・ 工事費概算書 ・ 構造計算書 ・ 建築確認申請に関する図書等		
③ 電気設備 ・ 電気設備実施設計図書		

<p>特記仕様書 配置図 幹線系統図 コンセント図 動力設備平面図 通信情報設備系統図 火災報知等設備系統図 屋外設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費概算書 ・電気設備設計計算書 ・建築確認申請に関する図書等 		
<p>機械設備（給排水衛生・空調換気） 機械設備実施設計図書 特記仕様書 配置図 機械設備（配管）系統図 機械設備（配管）平面図 消火設備系統図・平面図 その他設置設備設計図 屋外設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費概算書 ・機械設備設計計算書 ・建築確認申請に関する図書等 		
<p>⑤ その他 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計説明書 ・鳥観図（パース） ・総合仮設計画図 ・概略工事工程表 		
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中にも含める事もできる。 ・成果物は、調査職員の指示により、製本とする。 ・指定のされたものを除き、設計図はA3判、その他計算書や資料等はA4判を基本とする。 ・全ての成果物は、原則、電子データ（CD/DVD-R格納）により納品する。なお、完成図書については修正可能な電子データ（DWG/DXF）とする。 ・電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領」による。ただし、あらかじめ調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。 ・工事費概算書は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」別添概算工事費算出標準書式による。 		